

入札参加資格者 各位

～ 消費税及び地方消費税の引き上げに伴う契約事務について ～

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日に予定される消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の引き上げに伴う本市の物品・役務契約の取扱いについて、下記のとおり、お知らせいたします。

1 消費税引き上げに伴う対応

消費税の引き上げに伴う契約手続きについては、消費税の適正な価格転嫁が行われるよう変更後の消費税額を改定契約書の取り交わし等により契約当事者間で明確にする必要がある一方、改定契約に係る事務負担を軽減するため、経過措置の適用や調達時期に応じた措置を講じることが適切と判断いたしました。

そのため、原則として次に示す方法のいずれかにより、契約案件ごとに、措置を講じる予定ですので、ご協力をお願いいたします。

(1) 平成 31 年（2019 年）10 月 1 日前後に、契約金額の増額改定を行う方法

当初は現行の 8% の税率にて契約し、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日を目途に改定契約書を取り交わすこととなります。

(2) あらかじめ引き上げ後の税率にて契約締結する方法

当初から引き上げ後の税率を適用し契約を締結します。ただし、消費税引き上げの延期等がなされた際は、減額に係る改定契約書を取り交わすこととなります。

2 留意事項

消費税の引き上げ（延期）後は、改定契約等により変更後の消費税の額を明確にする必要があります。

(1) 消費税引き上げについては、経過措置の適用の有無等により、各契約に応じた措置を講じることとなりますので、平成 31 年 10 月 1 日までの間、発注担当部局ごとに入札方法等に違いが発生する可能性があります。

(2) 入札（見積）書の記載金額について、落札希望金額の 108 分の 100 相当額、110 分の 100 相当額のいずれかを記載するかは、誤りがないよう告示又は指名通知書内の入札方法にて十分にご確認願います。

(3) 消費税の引き上げ又は引き上げ延期に伴い改定契約書を取り交わす際は、消費税以外の仕様や本体価格の変更は原則として行うことができません。